

# 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成30年11月5日  
農 林 水 産 省  
消費・安全局動物衛生課

## 1 背景

特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）は、家畜伝染病予防法に基づき、最新の科学的知見等を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討し、必要に応じてこれを変更することとされている。

今般、本防疫指針について、前回の公表から3年が経過することから、変更に係る検討を開始する。

## 2 変更の方針（案）

以下の事項を中心とした変更を検討することとした。

- (1) 本年1月の香川県における発生事例を踏まえ、異常家畜の届出があった場合の検査羽数及び採材方法、簡易キット陽性時の検体の送付について明記。【死亡家きん11羽、生きた家きん2羽の検査を実施】
- (2) 本病の発生農場において直接飼養管理を行っていた者が7日以内に他の農場において直接飼養管理を行っていた場合、当該農場で飼養する家きんを疑似患畜としていたことについて、一定の水準以上の衛生管理を行っている場合には、疑似患畜から除外することができる旨を明記。
- (3) 制限区域内における液卵加工場に係る制限について、当該加工場の衛生状況を家畜防疫員が確認し、一定の

水準以上の衛生管理を行っている場合には、制限の対象外とすることができる旨を明記。

- (4) 他の防疫指針に併せ、家きんの所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスにきめ細やかな対応を行うよう努めること等を明記。

### 3 今後のスケジュール（案）

- (1) 家きん疾病小委員会において、変更の方針・指針本体について議論いただき、家畜衛生部会に議論の結果を報告。
- (2) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正。

（以上）